

令和3年3月24日

土地・建設産業局建設市場整備課
専門工事業・建設関連業振興室

「測量法に基づく測量業者の登録事務の取扱い」の一部改正について

「測量法に基づく測量業者の登録事務の取扱いについて」（令和2年3月24日国土専建第55号）で通知した改正箇所は下記のとおりです。

記

（１）【第55条の3関係】の追記

7. 登録申請書の添付書類について

法55条の3第3号の規定により財務に関する書類を提出しようとする法人は、以下の規定に準拠した既存の貸借対照表及び損益計算書を提出しなければならないものとする。（施行規則第13条第1項第1号）（令和2年4月1日より適用）

- ・株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は有限会社である場合においては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）
- ・一般社団法人又は一般財団法人である場合においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）
- ・公益社団法人又は公益財団法人である場合においては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
- ・事業協同組合である場合においては、中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）

（２）別紙様式の改正

- ・別紙7の全部改正

以上